

5章 戦国大名の成長

問題

解説

【着眼点】

近年の歴史考古学の発展に伴って、中世の都市の在り方が次第に明らかになってきている。東大の過去の問題でも、90年に京都と鎌倉の発展の在り方、96年に朝倉氏の一乗谷が問われているが、本問もそのような発想からの出題であり、中世末期に貿易都市として栄えた堺が問われている。

Aの堺の発展についてはリード文からも日明貿易・南蛮貿易が想起できるだろう。また、「富力とともに生産力」が戦国大名の注目を集めた点についての言及も忘れないようにしたい。なお、問題文には「経済的」とあるので、文化的発展については触れる必要はない。Bについては堺の自治の衰退が織田信長・豊臣秀吉の時期に起こってくることに注意して、自治の在り方について考え、そこに衰退の原因を考えてみよう。

【知識の整理】

●中世の都市の発展

室町～戦国時代には、京都・奈良・鎌倉などの中世初頭以来の政治・経済の中心地に加えて、様々な都市が生まれてきた。大名領国制の形成に伴い城下町も生まれてくるが、流通経済・交通の発達によって、港町・宿場町・門前町・寺内町などが各地に生まれてきた。

〔城下町〕

戦国大名の領国統治の進展に伴い、大名たちは統治の利便性から交通の要地に城を築くようになり、兵農分離の進行により家臣団を集住させて常備兵团とする一方、商工業者を集めて領国経済の把握をはかり城下町を形成するようになった。小田原（北条氏）・駿河府中（今川氏）・一乗谷（朝倉氏）・山口（大内氏）・豊後府内（大友氏）などが代表的なものである。なかでも大内氏の山口は、応仁の乱後に都の戦火を逃れた多くの学者・文化人を受け入れ「西の京」と呼ばれる文化の中心地になり、人口1万人と推定される都市となった（当時の京都の人口が10万人と推定される）。

〔港町〕

鎌倉時代以来の流通経済の発達は、都市を物資の集積地としても発達させた。当時の物資輸送の中心は河川・湖・沿岸の水運であり、淀川流域の淀・木津、琵琶湖畔の坂本・大津・長浜、瀬戸内海沿岸の兵庫・堺・尾道、日本海沿岸の敦賀・柏崎、太平洋岸の桑名、九州の博多・坊津などの水陸交通の接点となる土地に港町が発達した。

〔門前町・寺内町〕

この時期には、寺社の門前に立った市を基盤に商工業者が集住するようになり、門前町が形成された。宇治・山田（伊勢神宮）、長野（善光寺）、坂本（延暦寺）などが名高いが、一向宗の道場の所在地には他宗徒や領主からの防衛のために寺域を塀・堀で囲って町が形成されたも

のも見られ（越前吉崎や石山など）、これらは寺内町と呼ばれる。

●自治都市

都市が発達して商工業と農業の分離が進行すると、階級的に独立した商・工業者は座などを通じて共同体的結合を強め、惣町を形成する者もあった。惣町の運営は惣と同じく有力町民から成る年寄・月行事などが合議制でこれに当たったが、経済力を背景に領主層と地下請の契約を結び、領主の保護の下、その権力の一部を吸収して自治制を行う都市も現れ、戦国時代の動乱の中で自衛のための組織も強化されるようになった。

本間の堺の他、京都・博多が代表的なものであるが、伊勢の桑名、摂津の平野、日本海沿岸の酒田・敦賀などにも同様なものが見られる。例えば京都は、応仁の乱からの復興の過程で、上京と下京に惣町が形成され、上京の行願寺、下京の六角堂で集会がなされ、町の運営が行われた。この運営には座などから成長した町衆が携わり、祇園祭を復興させたことで名高い。博多は古代から東アジア貿易の拠点となり、12世紀にはすでに宋人も居住する国際都市となっていた。対明・対朝鮮貿易を把握した大内氏の保護下に16世紀には人口3万5千人とされる都市に成長して、貿易の実務を担った肥富・神谷などの豪商が活躍した。南蛮貿易が活発化すると神谷宗湛・島井宗室・末次宗得らの豪商が生まれ、12人の年行司による自治的運営が行われた。しかし1587（天正15）年、豊臣秀吉の九州統一に際して直轄領となり、厳重な町民統制が行われることとなり、南蛮貿易でも次第に長崎・平戸にその地位を奪われていった。

●堺

堺は摂津国住吉郡と和泉国大鳥郡の境界に位置し、その地名は「境」に由来しているとされ、北莊と南莊から成る。平安時代中期には熊野詣の宿場として和歌の詞書にも現れているが、南北朝時代に住吉社領となり、商港として注目されるようになった。室町時代になると、守護大名の盛衰に伴い、山名氏清、大内義弘と支配者を変え、応永の乱（1399年）に際して足利義満の軍に攻められ一時焦土と化したが、乱後細川氏の守護地となり復活した。1419（応永26）年には京都相国寺との間に堺南莊が730貫文で地下請を得て年貢納入や納入に関する訴訟の処理を10人の納屋衆が行い、領主からの独立を強めた。のちに南北両莊は合体して市政を納屋衆が運営するようになり、1484（文明16）年頃には会合衆という豪商・都市長老36人が3人ずつの輪番の月行事の合議制で行政を執行するようになった。

このような豪商が出現する背景には、1469（文明元）年以降、応仁の乱後の細川氏の衰退に伴い、兵庫港に代わって堺港が遣明船の発着地となったことが挙げられ、1476（文明8）年には幕府経営の遣明一号船の宰領を堺商人湯川宣阿が担当している。堺商人はその後も幕府への財政資金の提供を行って日明貿易に参画し、また細川氏と結んで、大内氏と結ぶ博多商人と日明貿易で競合していくが（1523年の寧波の乱以降は日明貿易から撤退）、一方で琉球・ルソン・安南・シャムなどの南洋貿易にも進出し、ポルトガル・スペインがアジア貿易に乗り出していくと、南蛮貿易の根拠地となっていました。

また、1543（天文12）年、種子島に鉄砲が伝來して以降、その製法が堺商人橋屋又三郎によって伝えられ、平安末期以来河内南部地方で盛んであった鐘などの鋳造技術の上に立って生産に乗り出し、堺は鉄砲・火薬といった戦国時代の有力な軍事商品の生産地として近江の国友と並

ぶ存在になった。

この間、細川氏一族の内紛や、家臣三好長慶、その家臣松永久秀の台頭といった下剋上の中で、堺は軍資金を提供して彼らに保護を求める一方で自衛体制を整え、三方に堀をめぐらして障壁で囲んだ環濠要塞都市と化していった。この様子をガスパル＝ヴィレラは『耶蘇会士日本通信』の中で「日本全国当堺の町より安全なる所はなく」とした後「市街には悉く門ありて番人を付し、紛擾あれば直にこれを閉づる……町は甚だ堅固にして、西方は海を以て、又他の側は深き堀を以て囲まれ、常に水充满せり」と記している。

したがって、戦国時代には戦火を逃れて移住してくる文化人も多く、町衆の富力と大陸・南蛮からの輸入品も相俟って町人文化が開花した。宣教師がもたらした印刷技術によって堺版と呼ばれる印刷文化が生まれ、『論語集解』『医書大全』などの経書・医書や『節用集』などが出版された。また、肖伯によって和歌や連歌の指導が行われたり、千利休によって大成される茶の湯が津田宗及・今井宗久らの豪商の間で流行したりした。

このような堺の繁栄は、細川・三好・松永といった領国支配規模の地域権力との提携によって成り立っている要素が強かった。そのため、流通経済の一元的把握をも含んだ天下統一をめざす織田信長が畿内に進出すると、その圧倒的軍事力を背景とした矢銭（軍資金）3万貫の要求に屈服することとなった。さらに豊臣秀吉が1586（天正14）年、堺の独立の象徴でもあった環濠を埋める命令を発し、また大坂城建設に際しては堺住民の大坂移住を命じたことによって堺は衰退を始め、1615（元和元）年の大坂夏の陣での焼打ちによって焼失した。江戸時代になると、堺は糸割符貿易の特権を得たこともあって復興し、環濠も修復されるが、この時の環濠は外敵に対する防備の意味としてよりも、周辺の農村地域と都市の職人・商人居住地域の分離をはかる意味合いが強く、ここに中世都市と近世都市の大きな相違がある。

【解答のポイント】

A

- ①室町末期…日明貿易で繁栄
- ②戦国時代…南蛮貿易で繁栄⇒貿易都市、鉄砲の生産地となる

B

- ①自治の獲得…軍資金を提供して守護勢力と提携
- ②自治の在り方…会合衆が合議制で運営、環濠を築き傭兵を雇って自衛
- ③衰退の原因…軍資金の提供と引き替えに地域権力と提携しての自治
⇒全国統一の進展で衰退。

解答例

A 堺は室町末期に細川氏の保護下で勘合貿易の基地として興隆し、戦国時代には、ポルトガル船の来航地、東南アジア貿易の根拠地となり貿易都市として発展すると共に鉄砲の生産地としても栄えた。

(90字)

B 堺は貿易の利益を提供して守護勢力から自治権を得て、36人の豪商が会合衆として合議制で市政を運営し、環濠を築き傭兵を雇い独立していた。しかし軍資金提供の代わりに地域権力と提携して成立した自治だったため、全国統一の進展によりその自治も衰退した。

(120字)

添削課題

解説

【着眼点】

Aは、鎌倉時代と室町時代の守護の違いに関する問題である。南北朝の内乱が全国化・長期化する中、室町幕府は治安の維持と地方武士の組織化の必要から守護の権限を強化したが、実際にはどのような権限が加わったのか。そしてその結果、守護は鎌倉時代からどのように性格を変えたか。(1)に基づいて具体的に考察したい。Bは武力によって紛争を解決することで中世を切り開き、社会的地位を向上させてきた武士が国家の政治を担うようになる過程で、相次ぐ戦乱に終止符を打つためにいかに武力を抑制し、制御することに腐心したか。それがこの問題のモチーフである。そして彼ら戦国大名が到達した結論が兵農分離である。考える手順としては、それぞれの文に挙げられた事例を地方武士の在り方、戦国大名の施策に分けて整理し、抽象化して捉えるとよい。

【知識の整理】

●在地勢力の成長

南北朝の内乱期から室町時代にかけては、武士社会における惣領制の崩壊による血縁的結合から地縁的結合への転換、農村における莊園制的秩序の解体と新しい村落結合の形成、貨幣経済の進展に伴う新興領主層の成立など、深刻な社会変動期に当たっていた。

この時代の武士結合の1つの典型が国人一揆である。一揆という言葉は武装蜂起というイメージが強いが、一揆とは本来、揆を一にする、つまり、心を1つにするといった程度の意味であり、国人（在地小領主）たちが小地域または國といった規模で一時的、または継続的に結成した同盟が国人一揆である。信濃国では1400（応永7）年に守護小笠原長秀の入部に対し、国人たちが結集して、大塔合戦で守護軍を打ち破り、長秀を国外に追い出した（『大塔物語』）。1429（永享元）年に播磨では、守護赤松氏の家督争いに際し、国人が土民を率いて、「侍（守護の家臣）をして國中にあらしむべからず」（『薩戒記』）という土一揆が起こった。こうした國一揆の頂点に山城の國一揆があるが、一揆は必ずしも守護に敵対するだけではなく、幕府や守護がこの一揆という結合を利用して軍勢を動員し、一揆に所領を与えることも少なくなかった。

この時代にこのような一揆が結ばれることが多くなった背景には、武士階級の結合形態が地縁的なものに変化していくこととともに、当時急速に成長してきた農民層の動きも無視できない。鎌倉時代以来の農業生産力の増大は、作人・隸属農民の耕作権の自立を促した（職の分化）。土地の耕作権を強めた多くの農民はムラを形成し、ムラは共有の財産、共通の信仰の対象になる神社、秩序を守るための掟を持つに至った（惣の成立）。

このような農民層における階級的組織化は、兵農分離を促し、農業労働から遊離した国人層の結束の必要性を高めてゆく。中世後期を特徴付けるのはこのような水平方向への結合の発生であり、成員個々の平等を前提として共同の行動を契約した自主的結合である。

《史料》 松浦党一揆契状（松浦党は肥前国松浦郡の小領主の集団）

一揆契諾条々の事

- 一、公私において一味同心の恩をなし、忠節を致すべし。或いは一人公方（將軍）より面目を失い、或いは公私につき恨をなすと雖も、一揆中において談合を加え、衆議に依りこれを相計うべし。一人の儀を以て事を乱すべからず。
- 一、市・町・路頭の乗合、笠咎・酒狂・戯以下の事に依り、不慮の外に珍事出来すと雖も、是非なく雅意に任せ、各弓箭を取り成す事、甚だ以て然るべからず。一揆衆中馳せ寄り、理非を検じ別けしめ、その沙汰あるべし。
- 一、地頭得分の負物を抑留せしめ、或いは故なくして逃散せしむる土民百姓等の事、相互に領内に扶持し置くべからず。
- 一、所務ならびに境相論の事。一揆中寄り合い、両方の文書を披見せしめ、理非に任せ落居（落着、裁判が決着すること）すべし、聊かも率忽の喧嘩に及ぶべからず。

（以下、略）

右、条々若し偽り申し候はば、日本六十余州の大神・小神、殊には八幡大菩薩の御罰を各罷り蒙るべく候。依って一揆各契約の状、件の如し。

1 3 8 4
永徳四年二月廿三日（孔子次第）源 湛（花押）（以下四五名連署）

（『松浦山代文書』）

解説 上の一揆契状には、一味同心の誓い、談合の際の衆議の規定、多数決原理の採用、武力抗争の禁止などとともに、逃亡した土民百姓や下人の返還規定も含まれている。また、この文書では45名の領主たちが署名の順序を孔子（籤）で決めている。これは傘連判などと同じく一揆の平等な、共和的な性格を端的に示している。

●守護大名から戦国大名へ

鎌倉時代には大犯三カ条の権限のみを持ち、幕府の地方官的存在であった守護は、室町時代になると、刈田狼藉（領地争いにおける実力行使）の取締り、使節遵行（採決の執行）といった新たな権限や、半濟・守護請・段銭などの賦課を通じて任国内の武士を強力に把握しようとした。こうして生まれてくるのが守護大名であるが、守護大名がいくら任国の領国化をはからうとしても、そこには限界があった。もともと守護は幕府の権力を背景にして成長したものであり、その背景が崩れれば自身の存立も危うくなるものであったし、任国内の武士との主従関係も所領の授受という関係ではなく、軍事警察権を通じたものであった。

在地の小領主や土豪たちは、一般に配下の農民を人身的隸属関係によって強力に支配し、自己の直営地を経営する「農場経営者」としての側面も持っていた。守護大名は国人の支配する農民への直接の課役や搾取はできず、軍役を課す場合にも、彼らが動員する中間・小者などの戦闘補助要員（実態は下人・所従などの隸属農民）の人数まで指定することはできない。したがって、在地の国人層の支配下にある地侍・農民と守護との関係は間接支配の域を出ず、応仁の乱ののち、幕府が衰退すると、守護大名の多くは、農民支配の不徹底のために、成長してくる在地領主（国人・地侍）を組織できずに没落していった。

国人たちのこのような特質は、戦国大名に対しても相対的自立性・自主性の強さとなって現

われる。戦国大名にとって、外に対して独立を維持するためにも領国の一円支配を達成することは守護大名たちの時代とは比べものにならぬほど切実な欲求であった。そのために彼らは、自らが幕府権力に代わる公儀を形成する必要があり、また、国人・地侍といった在地との関係においては、自らがより強く、土=農民と結びつく（農民の直接支配）とともに、在地領主層の武力を温存しつつ土から切り離すこと（兵農分離）が必要であった。

● 戦国大名の領国支配

<検地>

戦国大名の領国の大拡大につれて傘下に加わった国人たちは、彼らがすでに持っていた土地の領有権をそのまま承認されたり、褒賞として新たな土地を与えられたりした。検地は農民支配の再編成を意味するとともに、家臣に所領を給与して軍役などを割り当てるためにも重要であった。戦国大名の領国内には、大名自身の直轄地（御料所）と家臣の知行地（給地）とがあつたが、戦国大名は家臣たちに提出させた土地台帳に基いて家臣の知行地に対しても一定の租税を賦課し、財政を強化した。この土地調査の方法は指出検地といわれ、のちの太閤検地のように検地竿によって土地を実測する方法とは違い、土地と農民の直接支配までは及ばなかったが、家臣の所領は確実に把握され、在地領主の家臣化が進められた。

<寄親・寄子制>

家臣団はその主従関係の成立事情によって種々の区別があった。主人の一族である一門、古くからの従者である譜代、在来の土着武士である國衆、新規召し抱えの新参衆などがあり、これら家臣団の下にろうとう郎党、中間、小者、および戦いの際の歩兵である足軽がいた。家臣はいくつかの組に分けられ、組の構成員（寄子・寄騎）を有力家臣の組頭（寄親）が指揮し、これを軍奉行が統率する体制をとった。この寄親・寄子という仮の親子関係は平常の生活にも及び、惣領制という血縁的紐帯に代わって封建的統制を強めた。

<分国法の制定と城下への集住>

戦国大名は自らが公儀を形成する裏付けとして国内統治のために独自の法律、分国法を定めた。分国法は『御成敗式目』以来の幕府法を継承しながら、それぞれの国の慣習や独特的の判断を取り入れており、厳重な家臣統制策をとっている。

家臣の知行地は自由処分を禁止され、また所領譲与にも様々な制限が加えられた（惣領相統制、女子への所領譲与の禁止など）。家臣の婚姻や養子縁組も主君の許可が必要となった。家臣同士の争いは堅く戒められ、喧嘩口論はその理由の如何を問わず両方が罰せられた（喧嘩両成敗）。また、越前朝倉氏の『朝倉孝景条々』にあるように、家臣の反乱を防ぐために分国内の家臣の城砦を整理し、不意の敵襲に備えて家臣団を一乗谷の城下に常住させる政策も採られた。この家臣の城下町集住は、それぞれの所領に居を構えて、事ある時に主君の下へ馳せ参ずるという鎌倉時代以来の武士の性格を根本的に変化させ、兵農分離をさらに進めた。

【解答のポイント】

(1)～(6)の文から、以下のような内容を導き出し、戦国大名が領国の支配を確立する過程をまとめる。

A

- ①鎌倉時代の守護：大犯三カ条＝軍事・警察的権限の指揮者
- ②室町時代の守護：使節遵行権・刈田狼藉取締権＝領域的支配者に成長

B

- ①地方武士の在り方
 - (2)信濃の国人たちによる守護への抵抗→国人層の結合、一揆の結成
 - (3)九州の地方武士たちの契約状における規定⇒地方武士の自治
- ②戦国大名の施策
 - (4)『今川仮名目録』の喧嘩両成敗の規定⇒分国法の制定
 - (5)検地の結果の増加分はその地の家臣に与えられた⇒検地による知行制の成立
 - (6)一乗谷は、館を中心に武士の屋敷などが取り巻いていた⇒武士の城下への集住

解答例

A 従来の大犯三カ条に加え、使節遵行権や刈田狼藉取締権が与えられて、軍事・警察的権限の指揮者から領域的支配者へと成長した。

(60字)

B 守護の支配強化に対して国人は一揆を結んで抵抗し、国人間の紛争も一揆内で解決するなど自治的権力を形成していた。これに対し戦国大名は、分国法を制定して私闘を禁ずるなど司法権を一元化し、指出検地・知行地給与を通じて国人を家臣化し、さらに家臣を城下町に集住させて在地から切り離し領国の一円的支配をめざした。

(150字)